

長野県土木工事施工管理基準の一部改定について

技術管理室

1 改定対象

- ・土木工事施工管理基準〔令和2年版（10月1日適用）〕

2 改定の主な内容

国交省の改定（R3.3）に準拠し改定。

（1）出来形管理基準及び規格値

①共通編 全体

測定基準について「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の策定に基づき改定

②共通編 ガードケーブル工

摘要欄へ「ワイヤーロープ式防衛柵にも適用する」を明記

③共通編 伸縮装置工

測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため改定

（2）品質管理基準及び規格値

①新規追加

- ・鉄筋挿入工の「材料」及び「施工」の試験項目等を明記

②その他 諸基準類の改定に伴う修正

（3）写真管理基準

- ・「撮影頻度」は、国土交通省 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定に基づき改定

- ・「提出頻度」は、「撮影頻度」と整合していないため削除

・フィルムカメラを使用する場合は、「長野県土木工事施工管理基準令和2年版」の写真管理基準を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱を定めるものとした。

3 その他 「土木工事施工管理基準」見え消しのとおり